

広島市告示第115号

令和7年3月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、
広島市安佐北多目的交流広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市安佐北
多目的交流広場条例（令和6年広島市条例第42号）第18条第3項の規定により告
示します。

広島市長 松 井 一 貫

1 指定に係る公の施設

広島市安佐北多目的交流広場

2 指定の相手方

広島市安佐北区可部五丁目13番7号

株式会社タマダ

3 指定の期間

令和7年10月1日から令和12年3月31日まで